

第16期 第10回 豊見城市農業委員会 総会

1 日時： 平成30年5月28日(月) 午後1時36分～午後3時52分

2 場所： 豊見城市役所 3階第3委員会室

3 出席農業委員数： 8 名

1番 (会長)	瀬長 澄子	出席
2番 (職務代理)	當銘 博	出席
3番	金城 敏満	出席
4番	宮里 由美子	出席
5番	名嘉眞 朝仁	出席
6番	本底 広彦	出席
7番	上原 啓一	出席
8番	當間 康由	出席

総会に参加した農地利用最適化推進委員 (※推進委員は出席委員数にカウントしない)		
東部地区	長嶺 幸雄	
西部地区	高安 昌俊	當間 勉

4 欠席農業委員数： 0 名

5 農業委員会事務局職員

局長兼班長：大城 靖

主査：仲宗根 翔

主任主事：座安 省吾

6 議事録署名委員： 本底 広彦 ・ 上原 啓一

7 現場調査日時： 平成30年5月28日(月) 午後1時38分～午後3時16分

10. 会議の内容

会長

第16期豊見城市農業委員会第10回総会を開会いたします。

(午後1時36分) 開会

会長

本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。

会期は、本日1日限りといたします。

本日の出席委員は8名中8名で、豊見城市農業委員会会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第6番委員の本底広彦委員と第7番委員の上原啓一委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の大城局長及び仲宗根主査を会長から指名させていただくことにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

それでは議事録署名委員に第6番委員の本底委員と第7番委員の上原委員、そして会議書記に大城事務局長及び仲宗根主査を指名しますので、よろしく願います。

では本日提案された議案等については現場調査7件のほかに農地パトロール及び違反転用調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

会長

異議ないようですので、ただいまから現場調査のため、一時休憩をいたします。

休憩(現場踏査) 午後1時38分

再開 午後3時16分

会長

再開します。

審議に入る前に、事務局からの報告第54号を追加したいことの依頼がありますので、これについてご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、本日の議題に報告第 54 号を追加することに決定しました。
では事務局のほうから説明をよろしく願いいたします。

事務局 皆さん、こんにちは。報告関係に入る前に、事務局のほうから一応報告をいたしまして、皆様方のご了解をいただきたいと思います。
去る 3 月の総会で利用権の設定について、伊良波の●●●●さんが利用権設定をして農業に取り組むということで皆様方にご審議をいただいたと思います。そのときの金額ですね、売買金額。これが実はたしか 106 万円ぐらいだったかと思えますけれども、これはその後、当事者間の話し合いで、たしか坪 5 万 5,000 円にするということで、1 万円だけ金額が下がったのです。たしか 106 万円で契約したのに 105 万円。端数进行处理してもとらないということで、それで 1 万円、若干金額が変わりますということで、農林水産課に連絡がございました。一応その内容についても、ご了解いただくことでよろしいですか。内容としては一緒です。ただ金額だけ、1 万円だけちょっと下がるということで報告を申し上げて、ご了解をいただきたいと思います。よろしく願いします。

会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。
それでは報告第 47 号について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の 2 ページをお開きください。
報告第 47 号「農地転用後の利用状況の報告について」
8 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので報告いたします。
以上です。

会長 ありがとうございます。
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長 それでは報告第 48 号について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の 4 ページをお開きください。
報告第 48 号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」
1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご

報告いたします。
以上です。

会長 報告事項ですので、そのまま進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、特にないようですので進行します。
次に報告第 49 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 6 ページをお開きください。
報告第 49 号「転用許可に係る工事の完了報告について」
5 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご
報告いたします。
以上です。

会長 ありがとうございます。
報告事項ですので、そのまま進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に報告第 50 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 8 ページをお開きください。
報告第 50 号「現況証明願について」
21 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたのでご報告いたし
ます。
以上です。

会長 もし質疑があるようでしたら、挙手をしてお願いしたいと思います。

(進行の声あり)

会長 では進めていきます。
次に報告第 51 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 11 ページをお開きください。
報告第 51 号「農地法許可申請の取下げ願いについて」
4 件ございました。内容を確認の上、県知事に進達を済ませておりますのでご
報告いたします。
以上です。

会長 では進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 52 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 13 ページをお開きください。
報告第 52 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について」
3 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報
告いたします。
以上です。

会長 ありがとうございます。
報告事項でありますけれども。

事務局 休憩をお願いします。

会長 休憩をとります。

休憩 午後 3 時 21 分
再開 午後 3 時 22 分

会長 再開します。
では、報告第 52 号について質疑がある方は挙手をお願いいたします。
よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 53 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 18 ページをお開きください。
報告第 53 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について」
2 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告
いたします。
以上です。

会長 報告第 53 号について質疑がある方、よろしくお願ひいたします。
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 54 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは報告第 54 号について説明いたします。
議案書は別紙でお配りした 2 枚つづりの資料となっております。
報告第 54 号「農地の競売に係る最高価買受申出人の農地法第 3 条第 1 項に基
づく許可について」
最高価買受人申出人より農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請がございま
した。よって申請書を受理し、許可書を交付いたしましたので、ご報告いたし
ます。
以上です。

会長 報告題第 54 号について、質疑がある方は挙手をしてお願ひいたします。

8 番委員 休憩をお願いしていいですか。

会長 休憩いたします。

休憩 午後 3 時 25 分
再開 午後 3 時 26 分

会長 再開します。
では進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では、次に議案第 28 号に入ります。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 22 ページをお開きください。

報告第 28 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」

7 件ございました。申請内容につきましては記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。

整理番号 1 番につきまして、29 ページをお開きください。申請のあった土地は字翁長東前田原 296 番 7、転用目的は一般住宅。当該申請地は、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 2 番につきまして、34 ページをお開きください。申請のあった土地は与根西原 46 番 13、転用目的は駐車場。当該申請地は、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 3 番につきまして、42 ページをお開きください。申請のあった土地は翁長東前田原 296 番 9、転用目的は一般住宅。当該申請地は、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 4 番につきまして、50 ページをお開きください。申請のあった土地は翁長東前田原 296 番 11、転用目的は一般住宅。当該申請地は、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 5 番につきまして、55 ページをお開きください。申請のあった土地は与根中原 340 番 11、転用目的は貸駐車場。当該申請地は、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 6 番につきまして、62 ページをお開きください。申請のあった土地は与根南浜崎原 496 番 5、転用目的は一般住宅。当該申請地は、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 7 番につきまして、67 ページをお開きください。申請のあった土地は平良溝原 373 番 1、転用目的は資材置場。当該申請地は、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。議案第 28 号について、説明は以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。

議案第 28 号は 1 件ずつ審議します。

まず整理番号 1 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して、質疑をお願いいたします。

(進行の声あり)

会長

質疑なしと認めて、採決に移ります。

整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に整理番号 2 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めて、これで採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では整理番号 2 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に整理番号 3 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では、整理番号 3 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 3 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に整理番号 4 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

(進行の声あり)

会長

質疑なしと認めて、これより採決に移ります。

整理番号 4 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 4 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に整理番号 5 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

(進行の声あり)

会長

質疑なしと認めて、これより採決に移ります。

整理番号 5 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 5 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に整理番号 6 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

(進行の声あり)

会長

では、これより採決に移ります。

整理番号 6 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可

相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 6 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に整理番号 7 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

(進行の声あり)

会長 質疑なしと認めて、これより採決に移ります。

整理番号 7 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 7 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に協議第 10 号について審議します。事務局の説明に先立って、第 8 番委員の當間康由委員が協議事項の当事者となることから、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、協議に参加できませんので、一時退出をお願いいたします。

8 番委員退場 (午後 3 時 35 分)

会長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 休憩願えますか。

会長 休憩をとります。

休憩 午後 3 時 36 分

再開 午後 3 時 39 分

会長 再開します。

事務局

それでは、協議第 10 号「農用地等売渡し申し出及びあっせん委員の指名について」説明いたします。議案書は 68 ページから 78 ページをご覧ください。

まず 69 ページです。那覇市在住の●●●●さんから、字保栄茂赤幸原 971 番、面積が 1,507 m²、この畑につきまして売渡しあっせん申し出が出されております。当該あっせん申し出につきまして、事前に実質的な契約を締結しているとか、不動産業者が介入しているといった不適正な事実がないことにつきまして、申し出者から確認がとれております。

それでは、まずお配りしました選定調書の資料をご覧ください。この選定調書及び 2 枚目の別紙個表、これにあるとおり、譲受の相手方候補者に順位第 1 位に●●●●さん、順位第 2 位に●●●●さんとするのが適正だと思われま。次にあっせん委員につきましては、西部地区担当の農地利用最適化推進委員でございます高安昌俊委員及び當間勉委員、2 名が適切ではないかと考えております。

休憩お願いしていいですか。

会長

休憩します。

休憩 午後 3 時 40 分

再開 午後 3 時 49 分

会長

再開いたします。

事務局

協議第 10 号について、説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

会長

事務局の説明が終わりました。

委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

(進行の声あり)

会長

質疑なしと認めて、これより採決に移ります。

協議第 10 号について、譲受の相手方候補者を事務局の説明のとおりとすること及びあっせん委員に農地利用最適化推進委員の高安昌俊委員並びに當間勉委員を指名することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、協議第 10 号について、譲受の相手方候補者を事務局説明のとおりとすること及びあっせん委員に高安委員と當間委員を指名することに決定しました。よろしくお願いいたします。

これで協議は終わりましたので、當間康由委員の入室を許します。

8 番委員入場（午後 3 時 50 分）

会長

以上をもちまして、本日の提案の議事日程を全て終了いたしました。大変お疲れさまです。委員の皆さまには、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見とご審議をいただき、誠にありがとうございます。

これで平成 30 年度第 10 回豊見城市農業委員会総会を閉会します。お疲れさまでした。

平成 30 年 5 月 28 日（月）

午後 3 時 52 分終了

議事録署名委員

会長 瀬長 澄子 

6 番委員

本底 麻彦 

7 番委員

上原 啓一 